

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告 示

○個人情報保護条例に基づき実施機関が定める法人 (県政情報公開室) 一

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課) 一

○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退 (同) 二

○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更 (同) 二

○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の所在地の変更 (同) 二

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (二件) (同) 二

○道路の区域変更 (道路課) 三

○道路の供用開始 (二件) (同) 三

○都市計画変更の図書の写しの縦覧 (二件) (都市計画課) 三

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定 (税 務 課) 四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者の決定 (情報システム課) 四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者の決定 (警察本部会計課) 四

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正 (選挙管理委員会) 四

告 示

○宮城県告示第九百三十一号

個人情報保護条例(平成八年宮城県条例第二十七号)以下「条例」といふ。(第四条第二項の実施機関が定める法人は、次のとおりとする。

なお、平成十四年宮城県告示第千八百八十七号(個人情報保護条例に基づき実施機関が定める法人)は、廃止する。

平成二十一年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

条例第四条第二項の実施機関が定める法人

宮城県土地開発公社

財団法人慶長遣欧使節船協会

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

財団法人みやぎ産業振興機構

財団法人宮城県国際交流協会

財団法人みやぎ産業交流センター

社団法人宮城県農業公社

社団法人みやぎ原種苗センター

社団法人宮城県畜産協会

社団法人宮城県林業公社

財団法人宮城県フェリー埠頭公社

仙台空港鉄道株式会社

財団法人宮城県下水道公社

宮城県住宅供給公社

○宮城県告示第九百三十二号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十一年九月十七日次の者を指定した。

平成二十一年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 氏名 | 診療科目 | 所属医療機関の名称 | 所属医療機関の所在地 |
|-------|------|------------------|------------|
| 平上 健 | 整形外科 | 財団法人宮城厚生協会 坂総合病院 | 塩竈市錦町十六・五 |
| 佐藤栄三郎 | 呼吸器科 | 財団法人宮城厚生協会 坂総合病院 | 塩竈市錦町十六・五 |

| | | | |
|-------|-------|------------------|-----------------|
| 高橋 新 | 整形外科 | 公立刈田総合病院 | 白石市福岡蔵本字下原沖三六 |
| 安土 考史 | 内科 | 医療法人財団本多友愛会 仙南病院 | 角田市角田字牛館十六 |
| 佐藤 純 | 外科 | 医療法人将道会 総合南東北病院 | 岩沼市里の杜一丁目一・五 |
| 西野 晶子 | 脳神経外科 | 医療法人将道会 総合南東北病院 | 岩沼市里の杜一丁目一・五 |
| 中村 正三 | 神経内科 | ペーテル病院 | 岩沼市北長谷字畑向山南二七・四 |
| 安藤 晃 | 整形外科 | 公立黒川病院 | 黒川郡大和町吉岡字西松木六十 |

○宮城県告示第九百三十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

平成二十一年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | |
|-------|---------|------------------------|-----------------|
| 氏名 | 診療科目 | 所属医療機関の名称 | 所属医療機関の所在地 |
| 柿沼 秀秋 | 内科・泌尿器科 | やすらぎの里 サンクリニック | 登米市南方町鴻ノ木一五二・一 |
| 鈴木 沢也 | 内科 | 社団法人日本海員掖済会 利府掖済会病院 宮城 | 宮城郡利府町森郷字新太子堂五一 |
| 神保 雅幸 | 外科 | 公立加美病院 | 加美郡色麻町四籠字杉成九 |
| 米野 文良 | 外科 | 美里町立南郷病院 | 遠田郡美里町木間塚字原田五 |
| 高橋 讓 | 内科 | 高橋医院 | 遠田郡美里町二郷字慶半一 |

○宮城県告示第九百三十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成二十一年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | |
|-------|------|--------------------|-----------------|
| 氏名 | 診療科目 | 所属医療機関の名称 | 所属医療機関の所在地 |
| 森戸 伸吾 | 整形外科 | 新 旧 | 気仙沼市中前二丁目一・十 |
| 菊地 哲 | 内科 | 気仙沼市立病院 | 遠田郡美里町牛飼字牛飼七七・二 |
| | | 医療法人清仁会 小牛田内科クリニック | 涌谷町国民健康保険病院 |

○宮城県告示第九百三十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所在地に、次のとおり変更があった。

平成二十一年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | |
|-------|---------|-----------|-----------------|
| 氏名 | 診療科目 | 所属医療機関の名称 | 所属医療機関の所在地 |
| 大山 匡 | 内科・循環器科 | 大山医院 | 加美郡加美町字北町二番一八・一 |
| 伊藤 一弘 | 小児科・外科 | クイトウクリニッ | 黒川郡富谷町成田四丁目一・十一 |
| | | | 黒川郡富谷町成田四丁目十八・五 |

○宮城県告示第九百三十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十一年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | | |
|-----------|-----------------|---------------|--------------------|-------------|
| 事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 指定障害福祉サービスの種類 | 設置者名 | 指定年月日 |
| 〇四二七〇〇三五三 | わが街ステッパアップたい | 就労継続支援B型 | 特定非営利活動法人ステッパアップたい | 平成二十一年十一月一日 |
| | 黒川郡大和町吉岡字下町七十番地 | | | |

○宮城県告示第九百三十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十一年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | | |
|---------------------|--|-----------------------|-----------------------|-------------------------|
| 事業所番号 〇四一〇五〇〇一九三 | 事業所の名称及び所在地 生活介護事業所只越 荘 気仙沼市唐桑町只越 三四六番十七 | 指定障害福祉サービスの種類 生活介護 | 設置者名 社会福祉法人 恵心会 | 指定年月日 平成二十一年 十月一日 |
|---------------------|--|-----------------------|-----------------------|-------------------------|

○宮城県告示第九百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 志津川登米線
- 三 道路の区域

| 変更の区間 | | 変更の前後 | |
|--|-------------------|-----------------|-----------------|
| 登米市登米町大字日根牛字入谷一七九番一 地先から 同市同町大字日根牛字入谷一三四番一 地先 まで | 前 一一・六 五三・〇 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
| 後 一一・六 三六・五 | 五九八・〇 | | 五九八・〇 |

○宮城県告示第九百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|-------|--------|--|------------------|
| 県道 | 志津川登米線 | 登米市登米町大字日根牛字入谷一七九番一地先から 同市同町大字日根牛字入谷一三四番一地先まで | 平成二十一年 十月二十三日 |

○宮城県告示第九百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|-------|-------|--|------------------|
| 県道 | 矢本河南線 | 東松島市小松字池の内六六番地先から 同市小松字鷹の池一四九番一地先まで | 平成二十一年 十月二十三日 |

○宮城県告示第九百四十一号

登米市から若柳都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
- 1 種類 若柳都市計画下水道
- 2 名称 登米市流域関連特定環境保全公共下水道
- 二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百四十二号

栗原市から築館都市計画、若柳都市計画、栗駒都市計画及び鷺沢都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十三日

一 都市計画の種類及び名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 種類 築館都市計画、若柳都市計画、栗駒都市計画及び鷲沢都市計画下水道

2 名称 栗原市流域関連公共下水道

栗原市流域関連特定環境保全公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十一年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 自動車一税に係る減免制度の改正に伴うシステム修正業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部税務課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十一年九月十一日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号

五 契約金額 三千九百六万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十一年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県新インターネットシステム構築業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企画部情報システム課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十一年八月三十一日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NECキャピタルソリューション企業連合（代表構成員 NECキャピタルソリューション株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号）

五 落札金額 一億六千九百九十二万九千八百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十一年七月二十一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十一年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県警察WANデータ回線サービス① 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十一年十月十四日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 東北インターネット通信㈱ 宮城県仙台市青葉区一番町三丁目七番一号

五 落札金額 一億二千五百三十万五千五百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十一年九月四日

選挙管理委員会

○宮選管告示第百六十三号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

浜区多目的集会場の項から風越コミュニティセンターまでの項を削る。

保健福祉センターの項の次に次のように加える。

同 市本吉町今朝磯五八番地

同 市本吉町東川内一八番地

同 市本吉町猪の鼻八四番地

本吉上川内コミュニティセンター

本吉山田生活改善センター

| | | |
|--------------------------------|---|----------------|
| 本吉大沢生活改善センター | 同 | 市本吉町津谷長根一九九番地一 |
| 本吉馬籠林業センター | 同 | 市本吉町向畑一四番地 |
| 本吉下川内多目的集会場 | 同 | 市本吉町東川内一六三番地四 |
| 本吉高漁村センター | 同 | 市本吉町高二二番地二二 |
| 本吉上沢多目的集会場 | 同 | 市本吉町大東二五番地三 |
| 本吉総合体育館 | 同 | 市本吉町津谷新明戸一三六番地 |
| 本吉大谷漁村センター | 同 | 市本吉町大谷三〇五番地 |
| 本吉狼の巣多目的集会場 | 同 | 市本吉町坊の倉二五八番地 |
| 本吉寺谷コミュニティセンター | 同 | 市本吉町寺谷三〇番地二 |
| 本吉前浜マリンセンター | 同 | 市本吉町前浜三〇五番地一 |
| 本吉松岡タウンセンター | 同 | 市本吉町津谷松岡一一〇番地一 |
| 本吉登米沢多目的集会場 | 同 | 市本吉町登米沢一九三番地一 |
| 本吉漆原コミュニティセンター | 同 | 市本吉町漆原九番地一 |
| 本吉津谷松尾コミュニティセンター | 同 | 市本吉町津谷松尾一〇〇番地五 |
| 本吉津谷館岡コミュニティセンター | 同 | 市本吉町津谷館岡六三番地一 |
| 本吉林の沢振興会館 | 同 | 市本吉町林の沢四五番地一三 |
| 本吉三島コミュニティセンター | 同 | 市本吉町三島一四五番地四 |
| 本吉表山田振興会館 | 同 | 市本吉町岳の下三番地六 |
| 本吉坊の倉地区農林業家婦人活動施設(本吉坊の倉振興センター) | 同 | 市本吉町坊の倉一五三番地 |
| 一八 | | |
| 本吉農村環境改善センター(本吉公民館) | 同 | 市本吉町津谷新明戸一三六番地 |
| 本吉松ヶ沢コミュニティセンター | 同 | 市本吉町宮内四四番地九八 |
| 本吉日門コミュニティセンター | 同 | 市本吉町山谷四七番地七 |
| 本吉風越コミュニティセンター | 同 | 市本吉町風越二三番地一 |